

雇用促進住宅の売却に係る勧誘についての注意喚起

雇用促進住宅の売却に関し、既にお知らせしました事例に加え、新たに下記の事例のような勧誘が行われているという情報が寄せられましたので、このような勧誘には十分ご注意くださいとともに、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構に問い合わせをいただくようお願いいたします。

なお、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構は、このような勧誘には一切関与しておりません。

記

- 1 売却されていないにも関わらず、すでにくつかりの雇用促進住宅が売却されたと偽り、住宅を購入するため早めにコンサルティング契約（コンサルタント手数料10%）を結ぶよう話しを持ちかけている事例
- 2 地方公共団体の推薦が受けられる民間法人は医療法人及び社会福祉法人に限られていると虚偽の話をした上で、当該地方公共団体の推薦をコンサルティング会社が代わりに取得すると話しを持ちかけている事例

(注) 雇用促進住宅の譲渡については、地方公共団体への譲渡に加え、地方公共団体が特に推薦する法人（以下「推薦法人」という。）に対しても、譲渡ができることとなっております。その場合、地方公共団体からは当該地方公共団体の政策目的を実施するものとしての法人への推薦に加え、推薦法人に対して10年間住宅等公的な用途に利用することを監督・指導するなど、推薦法人に対する責任の一端を担っていただくことが条件となります。

このような条件をクリアした上で、推薦法人が地方公共団体に準ずる法人として譲渡を行うことが適切か否かを(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構で審査いたします。

<参考>

民間への売却については、一般競争入札により実施することとしております。なお、入札実施にあたっては、事前に、売却に関する入居者説明会を行い、理解が得られた場合に一般競争入札を行うこととしております。

問い合わせ先

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構住宅譲渡部
電 話 043(213)6629, 6601